

2019年度

自治体と直接仕事をするチャンスです！！

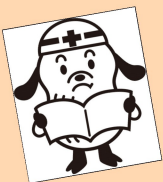
松戸市簡易修繕業務中間登録

この制度は、「小規模な工事は地元業者」と千葉土建の運動で実現させた制度です。この制度に登録すると入札の対象とならない松戸市発注（50万円以下）簡易修繕業務（工事）の元請になることができます。今年は中間登録で2020年度1年分の登録となります。登録希望の方は、説明会へご参加ください。

- 【登録期間】** 2020年4月1日～
2021年3月31日
- 【資格要件】** 松戸市内に本店のある
法人会社および
個人事業者
- 注意1)** 指名競争入札参加資格
申請者は基本対象外
- 注意2)** 松戸市内に本店のある
業者は、すべて対象

- 【必要書類】**
- ①写真（事務所内部・建物外観）
 - ②実印・ゴム印
 - ③確定申告書・決算書（直前1年分）
 - ④印鑑証明書（上記②印鑑の証明書）
※法人会社⇔法人実印
（法務局で取得）
※個人事業所⇔個人実印
（市役所で取得）
 - ⑤直近2年の主な工事の契約書、
請書等（1年につき3件）
 - ⑥建設業に係る資格証等
（ある方のみ）
 - ⑦登記事項証明書3ヶ月以内発行
のもの（法人のみ）
※そのほか必要書類は組合で代理
取得します。
※証明書取得費用以外はかかりません。

※2019年度登録事業者は登録不要です。



自治体からの正式な詳細については
1月15日発行「広報まつど」で発表

受付期間は2月1日～2月15日の予定です。
千葉土建受付締切2月10日を予定しています。



要予約

2019年度事前登録説明会参加申込書

必要書類持参で
当日手続き完了

日程：12月23日（月）19時～
場所：千葉土建松戸支部事務所
内容：松戸市簡易修繕登録について
（登録方法・登録後の活用方法など）

申込先 千葉土建一般労働組合 松戸支部
電話：047-368-7700
FAX：047-365-7378

【事業所名】

【連絡先】

【FAX番号】